

令和6年11月

上天草市農業委員会会議録

令和6年11月12日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和6年11月12日

午前9時30分開会

上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 非農地通知交付申請について
- 日程第 6 報告第1号 農地形状変更届の受理について
- 日程第 7 報告第2号 許可不要転用届について

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 山口 勝喜	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 水野 武晴
4番 磯田 清俊	5番 岩崎 國重	6番 吉本 均	7番 岩本 俊治
8番 源 義通	10番 濱崎 顯爾		

(事務局)

局長 小松野 洋己	主事 徳渕 麻子	主事 池林 真斗
-----------	----------	----------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

9番 松本 光義

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和6年11月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は10名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしく願いいたします。

2 会長挨拶

議長(山口)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(山口)

本日は11月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。

早いもので今年も残すところ2カ月を切ってまいりました。11月となりやっと秋めいてきたかと思えば、また気温が上がり、日中は半袖でも良いような気候です。体調管理に十分気をつけて業務にあたってください。

それでは、本日も慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(山口)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。10番、濱崎委員、2番、松岡委員、どうぞよろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長(山口)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

併せて、すみません議案の訂正をさせていただきます。担当委員を3番、水野委員とお伝えしておりましたが、正しくは山口会長です。大変失礼いたしました。

説明に移ります。申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△、地目は畑、面積369㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、約1.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅です。事業資金は、建物建築費約△△△△万円を融資額が上回っているため、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道、排水については、生活雑排水、汚水は合併浄化槽にて処理後、雨水はそのままどちらにも東側側溝に排水するとのことです。造成中の被害防除については、整地程度の造成しか行わないため被害の恐れはないと考えられますが、万一被害が生じた際には申請者が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡）

議案第1号の1番につきまして、推進委員、松岡が説明いたします。

申請人は現在別のところにお住まいですが、住居が手狭になったため、自己所有地のここが一番便利だということで転用されることになったそうです。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（山口）

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳渕）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△番△、地目は田、面積618㎡です。申請場所は図面1ページ②詳細は4～5ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約0.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅用地で、資金計画では、土地購入費と建築費の合計△△△△万円を自己資金と融資の合計が上回っており、問題ないと思われます。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝に排水し、雨水は自然排水することです。造成中の被害防除については、造成中は土嚢での土砂流出防止策をとり、万一被害が生じた際には、申請人が責任をもって対応することです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（益田）

議案第2号1番について、推進委員の益田が説明します。

譲受人は今、借家住まいで、大家さんから家の老朽化が進んで取り壊したいという話があつて、場所をずっと探していたら、申請地が一番良いのじゃないかということで現在のところに決めたそうです。夫の職場の関係上、住宅と一緒に倉庫を建てて養殖用資材を置かれるそうです。田んぼとの境界のところにも擁壁して、ちょっとかさ上げして家を建てられるそうです。説明は以上です。よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたがけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番についてですが、本案につきましては3番と関連しますので、一括して審議を行います。議案第2号、2番と3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

次の案件は、駐車場利用及びそれに伴う親族間の譲渡についての第5条追認の許可申請であるため、議案第2号、2番と3番を併せて説明いたします。

大まかな状況としては、隣り合う農地を親族2人で1筆ずつ所有していましたが、ある時点からそのうちのお一人が両地をまとめて管理するようになり、駐車場として貸し出すようになりました。この度この状態を整理するため、土地の所有権を一人にまとめるとともに、転用申請することで違反転用状態を解消することが今回の申請の概要です。

議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番△、地目は畑、面積515㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、約0.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場用地で、すでに工事が完了し利用されています。よって、資金計画はありません。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しております。給排水計画については、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水は南側の側溝へ自然排水します。すでに工事が完了しているため造成中の被害防除はありません。また、補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。

続きまして、議案第2号、番号3番について説明いたします。議案は同じく4ページです。

申請人は宇城市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番△、地目は畑、面積615㎡で、先の番号2番の隣です。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場用地で、すでに工事が完了し利用されています。よって資金計画はありません。権利の種類は、賃貸借の設定です。当該地はその他の条件が番号2番と同じであり、始末書も添付いただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

5番（岩崎）

議案第2号の2番につきまして、5番、岩崎が説明いたします。

譲渡人と譲受人は兄弟でございます。譲受人が兄で、弟さんから兄への贈与ということで申請があがっております。申請地は商業地域で、駐車場としての需要が常時見込まれる場所であり、現在は隣接する病院に賃貸されております。本件の土地を弟より兄へ贈与することになったため、事後になりますが、今回の許可申請に至ったとのこと。地目は畑でございますけれども、造成され駐車場と

して利用されており、始末書も出ております。ご審議よろしく申し上げます。

引き続き、議案第2号の3番につきまして説明いたします。

申請地は第2号2番の横の土地になります。申請人は同じ方です。市内有数の商業施設で、駐車場としての需要が見込まれる土地で、現在不動産会社に賃貸されております。駐車場として造成し利用されており、農地法の許可を得ていなかったため、事後ではありますが今回の許可申請に至ったとのことです。始末書も出ており、区長さんの同意もとれております。ご審議よろしく申し上げます。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま議案第2号、2番と3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第2号、2番と3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番についてですが、本案につきましては5番と関連しますので、一括して審議を行います。議案第2号、4番と5番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳渕）

次の案件は、同じ法人による店舗用地と資材置場への転用に係る第5条追認の許可申請であるため、議案第2号、4番と5番を併せて説明いたします。

議案第2号、番号4番です。議案は5ページです。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△△番△外1筆、地目は田、合計面積△△△△㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約3.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は商品である建築機器等の設置置場で、事業資金は、すでに工事が完了しているためありません。権利の種類は、賃借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道、排水については、生活雑排水、汚水は合併浄化槽にて処理後、既設の側溝へと排水し、雨水は自然排水します。造成中の被害防除については、すでに工事が完了しているためありません。また、補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。

続きまして、議案第2号、番号5番について説明いたします。議案は同じく5

ページです。

申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△△番△、地目は田、面積1,137㎡で、先の番号4番の隣です。申請内容及び事業計画については、転用目的は機材置場で、すでに工事が完了し利用されています。よって資金計画はありません。権利の種類は、賃貸借の設定です。当該地はその他の条件は番号4番と同じであり、始末書も添付いただいております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

6番（吉本）

吉本が4番と5番は関連した議案でありますので、まとめて説明いたします。

本議案は、先に事務局からもご説明がありましたが、昨日関係者による現地確認を行いました。申請事由は賃貸借権の設定で追認事案であります。申請地は雑種地で、借人の〇〇〇〇〇〇会社は、長年建設機材置場として使用してきましたが、農地法に抵触していることを知りませんでしたとのことで、今回始末書等、地区からの同意書も提出されての申請となりました。給排水計画も特段問題はなにかと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま議案第2号、4番と5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第2号、4番と5番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、6番について事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

説明に先立ちまして再度訂正させてください。議案のほうで担当委員の欄に5番、岩崎委員と記載しておりますけれども、正しくは6番、吉本委員でした。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

議案第2号、番号6番です。議案は同じく5ページです。

申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△△番、地目は田、面積446㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約2.6kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場及び駐車場で、事業資金は、土地購入費△△△万円を自己資金が上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第

2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は南側既設側溝へ排水します。造成中の被害防除については、工事は盛土と整地程度であるため被害が発生する恐れはないと考えられ、また完成後に争議が発生した際には申請人が誠意をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（平山）

推進委員、平山が説明いたします。

議案第2号、番号6番です。本件の土地は〇〇〇高校の近くにありまして、□□に曲がる道を行ったところのすぐ側です。地目は田、休耕地ですけれども、申請人が解体業を独立されるということで、そのためのパワーショベルとかトラックとかの資材置場として使いたいということでした。写真で見るとわかりますけれども、ちょっと窪んでいまして、このあと盛土をされて整地されて、前のフェンスなども撤去されて使用になられるということです。先ほど説明がありましたけれども、雨水等の排水は（画面の）向こう側と手前側は道路にある側溝に排出されるということで、問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、6番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 非農地通知交付申請について

議長（山口）

続きまして、議案第3号、非農地通知交付申請について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（徳淵）

議案第3号、番号1番です。議案は7ページになります。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□□△△△番△、地目は畑、面積714㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、〇〇〇〇〇から北の方向、直線距離で約1.8kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、すみません、ちょっと添付を漏らしていたんですけど、航空写真ですでに雑木が生い茂っている状況が確認

できまして、なおかつ、今、トンネル工事のために道が閉鎖されておりまして、その現場に到達できないような状況となっております。ですので、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われま
す。説明は以上です。

議長（山口）

担当委員が私になりますので、説明をいたします。

ここは今、写真にありますように、ちょうどトンネルの50mほど先の上になります。もう30年ぐらいになりますかね、全然作付けしてございません。私も歩いて行きました。軽トラの四駆ぐらいは通りますが、二駆ではちょっと自信がなかったの
で歩いて見に行きました。全然農地にするような状態ではございません。どうぞよろしくお
願いします。

議長（山口）

ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問は
ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては申請どおり承認することに決定
します。

報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（山口）

続きまして、報告第1号、農地形状変更届の受理について。事務局から説明を
お願いします。

事務局（徳淵）

報告第1号、番号2番です。議案は8ページになります。

届出人は松島町の法人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□□△△△番△△外6筆、地目は田及び畑、面積合計2,838㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、○○○○○から南の方向、直線距離で約8.6kmの辺りに位置しております。届出事由は、湿地帯であることから耕作放棄されていた同地を、かさ上げして畑として利用するためとのこと
です。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

報告第1号の1番について、8番、源から説明申し上げます。

本件は説明のとおり、松島町で法人による埋め立て申請です。埋め立てた道路側についてはですね、地元
に現在農業に実質携わる方が2名しかおられません。

その2名の方がこの2,838㎡の土地を利用して熱帯果樹類の栽培とミニトマトの栽培をしたいということで計画が立てられて、今回の形状変更ということになっております。いずれにしてもこの地区では、図面14ページをご覧くださいますと、黄色で囲んであるところが今回の申請地ですが、そのほかのところもこの2人の方以外に農地の管理をされておられませんので、今後ほかのところも何とか生かしていただけるようになるんじゃないかなとも思っております。そういうことでご審議をお願いしたいと思います。

議長（山口）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（山口）

ご質問ございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 許可不要転用届について

議長（山口）

続きまして、報告第2号、許可不要転用届の受理について。事務局から説明をお願いします。

事務局（徳淵）

報告第2号、番号1番です。議案は9ページです。

届出人は熊本県です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△△番△外14筆、地目は田及び畑、遊休農地です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約2.5kmの辺りに位置しております。届出事由は、国道266号地域連携推進改築事業に伴い発生する土砂の仮置場として利用するためです。転用期間は令和5年11月1日から令和11年3月31日までを予定しております。説明は以上です。

議長（山口）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

4番、磯田が説明いたします。

事務局からの説明のとおり、申請人が熊本県ということで、現在高規格道路の工事が行われておりまして、先ほどありましたトンネルを造っておられますけれども、その廃土仮置場ということです。まだ目的は決まっていないということですけれども、一旦ここに仮置場として何年か置いておき、次の県の工事があるときの必要なときに使うと聞いております。面積も1町3反、かなり広い面積ですが、まだトンネル工事ができていないということで、今後も運ばれてくるのかな

と感じておりますけれども、排水についても周りに溝をちゃんと掘ってありました。問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（山口） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はございませんでしょうか。

7 番（岩本） この廃土は雨風の対策は大丈夫となっておりますが、こういう公の工事の場合、もしもの緊急時にはすぐ対応されますか。

議長（山口） 県のほうで対応はしていると思います。

7 番（岩本） 流れた土砂の影響とか色々あるかもしれません。

議長（山口） 私も貸しているところがありますが、集落から苦情などが出たときは私には来ないで直接県のほうにいており、県の担当者が対応していましたので、大丈夫だと思います。私が経験しています。

7 番（岩本） というのが、太陽光事業で山の斜面に設置して、崩れて後が大変なことになった事例もあるものですから。

議長（山口） 個人で太陽光を設置されている場合はわかりませんが、私の土地を貸しているところに対しての対応は県がしております。

（複数 の声あり）

議長（山口） 他に皆さん方からご質問は。

（異議なし の声あり）

議長（山口） 報告第 2 号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の議案審議を全て終了します。長時間にわたり誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしくお願いします。

（録音終了）

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

閉会 午前10時5分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和6年11月12日

上天草市農業委員会 会長

山口勝喜

上天草市農業委員会 委員

濱崎顯爾

上天草市農業委員会 委員

松岡健一郎